

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 節 <u>不当廉売関税等</u></p> <p>（新規供給者に係る貨物に係る担保の提供）</p> <p>8 - 1 <u>不当廉売関税等に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）第 17 条の 2 の規定に関する取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 特定用途免税</p> <p>（慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税）</p> <p>15 - 3 法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 「給与品」とは、直接被救じゆつ者に給与されるものであることを原則とするが、国、地方公共団体又は社会福祉法人（社会福祉事業を行う宗教法人等を含む。以下同じ。）が輸入するもので支給計画が明らかである場合には、これらの施設を経て間接に給付されるものを含む。</p> <p>(3)～(7) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等</p> <p>（石油化学製品製造用揮発油等の取扱い）</p> <p><u>20 の 2 - 2 法別表第 2710. 12 号の 1 の(1)の C の(a)及び第 2710. 20 号の 1 の(1)の C の(a)並びに第 2710. 12 号の 1 の(2)の B の(a)、第 2710. 19 号の 1 の(1)の B の(a)及び第 2710. 20 号の 1 の(2)の B の(a)並びに第 2710. 12 号の 1 の(3)の A、第 2710. 19 号の 1 の(2)の A 及び第 2710. 20 号の 1 の(3)の A に掲げる揮発油、灯油又は軽油（以下この項において「揮発油等」という。）から製造されるベンゼン、トルエン又はキシレン（以下この項において「BTX」という。）及び副産物であるラフィネート等（BTX 留分を含む抽出残油をいう。）が、ガソリン添加用として使用される場合において</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 <u>不当廉売関税</u></p> <p>（新規供給者に係る貨物に係る担保の提供）</p> <p>8 - 1 <u>不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）第 17 条の 2 の規定に関する取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 12 節 特定用途免税</p> <p>（慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税）</p> <p>15 - 3 法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「給与品」とは、直接救じゆつ者に給与されるものであることを原則とするが、国、地方公共団体又は社会福祉法人（社会福祉事業を行う宗教法人等を含む。以下同じ。）が輸入するもので支給計画が明らかである場合には、これらの施設を経て間接に給付されるものを含む。</p> <p>(3)～(7) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 20 節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、<u>令第72条の2第1号又は第72条の3の規定に基づき、その使用相当量の揮発油等は軽減税率の適用対象から除外されるので留意する。なお、当該BTX及びラフィネート等の使用相当分の揮発油等の数量については、次により算出する。</u></p> <p>(1) <u>ガソリン添加用として使用されたBTXに相当する揮発油等の数量</u></p> <p style="padding-left: 40px;">ガソリン添加用として × $\frac{\text{ガソリン添加用として使用するBTXの比重}}{\text{揮発油等の比重}}$</p> <p>(2) <u>ガソリン添加用として使用されたラフィネート等の混合物に相当する揮発油等の数量</u></p> <p style="padding-left: 40px;">ガソリン添加用として使用するラフィネート等の数量 × $\left[\frac{\text{BTXの混合割合} - 3.0\%}{\text{百分率}} \quad \text{[BTXの抽出不能分]} \right]$</p> <p style="padding-left: 80px;">× $\frac{\text{ガソリン添加用として使用するラフィネート等の比重}}{\text{揮発油等の比重}}$</p> <p><u>(注1) 数量については、いずれもリットル位未満の端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(注2) (2)におけるBTXの混合割合の百分率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。</u></p> <p><u>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)</u></p> <p><u>20の2-3 軽減税率の適用を受けた令第57条第1項第8号に掲げる揮発油、同項第9号に掲げる灯油又は同項第10号に掲げる軽油（以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。）及びその他の揮発油、灯油又は軽油（以下本項において「その他の揮発油等」という。）に係る同時蔵置については、次による。</u></p> <p>(1) <u>軽減税率の適用を受けた令第57条第1項第8号に掲げる揮発油、同項第9号に掲げる灯油又は同項第10号に掲げる軽油について、同時蔵</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>置を認めて差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>石油化学製品製造用揮発油等（上記(1)により同時蔵置がされているものを含む。）とその他の揮発油等（内国貨物に限る。）の同時蔵置は認めて差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)の同時蔵置が行われた場合においては、石油化学製品製造用揮発油等の搬出は、先入先出方式によるものとする。</u> <u>ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合においては、搬入者の選択によりその順序を定めることができるものとして差し支えない。</u></p> <p>(4) <u>上記(2)の同時蔵置が行われた場合においては、石油化学製品製造用揮発油等が優先的に搬出されて使用されるものとする。</u> <u>ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合においては、搬入者の選択する方法により処理することとして差し支えない。</u></p> <p>(5) <u>石油化学製品製造用揮発油等の蔵置タンクが複数ある場合には、当該複数の蔵置タンクを一の蔵置タンクとみなし、上記(1)又は(2)の同時蔵置を認めて差し支えない。</u></p> <p><u>（石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義）</u></p> <p><u>20の2-4 令第57条第1項第8号に掲げる揮発油、同項第9号に掲げる灯油及び同項第10号に掲げる軽油について、法別表第2710.12号の1の(1)のCの(a)及び第2710.20号の1の(1)のCの(a)並びに第2710.12号の1の(2)のBの(a)、第2710.19号の1の(1)のBの(a)及び第2710.20号の1の(2)のBの(a)並びに第2710.12号の1の(3)のA、第2710.19号の1の(2)のA及び第2710.20号の1の(3)のAに規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがって、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される（外熱方式）揮発油も含まれる。</u></p> <p><u>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</u></p> <p><u>20の2-5 令第57条第12号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>20の2-2 令第57条第9号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについ</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ては、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第 59 条第 2 項及び令第 60 条第 2 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。 イ及びロ (省略) ハ 令第 59 条第 2 項に規定する「帳簿」については、後記 20 の 2 - <u>7</u>の(1)に定めるところによる。</p> <p>(7) 用途確認 農林漁業用重油等の用途確認については、次による。 イ (省略) ロ 用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。</p> <p>(用途外使用に該当しない場合) 20 の 2 - <u>6</u> (省略)</p> <p>(軽減税率適用貨物の輸入後の手続) 20 の 2 - <u>7</u> (省略)</p> <p>(用途外使用等の場合の納税義務者) 20 の 2 - <u>8</u> (省略)</p>	<p>ては、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第 59 条第 2 項及び令第 60 条第 2 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。 イ及びロ (同左) ハ 令第 59 条第 2 項に規定する「帳簿」については、後記 20 の 2 - <u>4</u>の(1)に定めるところによる。</p> <p>(7) 用途確認 農林漁業用重油等の用途確認については、次による。 イ (同左) ロ 用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。</p> <p>(用途外使用に該当しない場合) 20 の 2 - <u>3</u> (同左)</p> <p>(軽減税率適用貨物の輸入後の手続) 20 の 2 - <u>4</u> (同左)</p> <p>(用途外使用等の場合の納税義務者) 20 の 2 - <u>5</u> (同左)</p>